

令和3年(行コ)第4号 発電所運転停止命令義務付け請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(一審被告) 国(処分行政庁:原子力規制委員会)

被控訴人(一審原告) X 1 ほか

控訴人(一審原告) X 5 1 ほか

参加人 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書 (1 0)

令和5年5月15日

大阪高等裁判所第6民事部CE係 御中

一審被告訴訟代理人 熊谷明彦

一審被告指定代理人 鈴木和孝

田原昭彦

野村昌也

寺田太郎

伊東真依

田原慎士

西村常樹

吉村征紘

濱崎貴弘

蛭原 諒
田中 優希
金友有 理子
窪田 公樹
酒井 圭一
稻田 幸恵
平野 大輔
鶴園 孝夫
大浅田 薫
長江 博
高橋 潤
平林 昌樹
但野 悟司
栗田 旭
大城 朝久
仲村 淳一
後藤 堯人
藤田 悟郎

上 村 香 織
井 藤 志 暢
野 澤 峻
渡 辺 瑞 穂
吉 田 匡 志
田 上 雅 彦
小 林 源 裕
熊 谷 和 宣
湯 山 桃 子
村 田 太 一
鈴 木 隆 之
假 屋 一 成
吉 田 彩 乃
渡 邊 桂 一
澤 田 智 宏
内 藤 浩 行
世 良 田 鎮

略語は準備書面の例による。

号 証	標 目 (作成者等)	原 作 成 ・ 年 月 日 写	立 証 趣 旨
乙第305号証	大飯 3 号炉及び 4 号炉 設置許可基準規則等へ の適合性について (重 大事故等対処設備) 補 足説明資料 (抜粋) (関西電力株式会社)	写 H29. 5	参加人が原子炉格納容器下部に落 下した熔融炉心を、原子炉下部キ ャビティに蓄水した水により常温 まで冷却することができると評価 したこと等
乙第306号証	大飯 3 号炉及び 4 号炉 重大事故等対策の有効 性評価 (抜粋) (関西電力株式会社)	写 H29. 5	参加人が設置許可基準規則 5.1 条 等が要求する原子炉格納容器破損 防止対策に係る同規則 3.7 条 2 項 所定の有効性評価において、原子 炉下部キャビティに落下した熔融 炉心の冷却等を行うために初期の 対策として、恒設代替低圧注水ポ ンプを用いた代替格納容器スプレ イにより原子炉下部キャビティへ 注水することとし、その後の熔融 炉心の冷却及び原子炉格納容器内 の冷却・除熱を維持する対策とし て、格納容器再循環ユニットを用 いた格納容器内自然対流冷却を行 うこととしたこと等
乙第307号証	大飯 3 号炉及び 4 号炉	写 H29. 5	参加人が炉心の著しい損傷が発生

	設置許可基準規則等への適合性について（重大事故等対処設備）（抜粋） （関西電力株式会社）			した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な重大事故等対処設備として、代替格納容器スプレィ、格納容器内自然対流冷却等を行うための設備を設けることとしたこと
乙第308号証	関西電力株式会社大飯発電所3号及び4号炉に対する発電用原子炉設置変更許可について（案）（抜粋） （原子力規制委員会）	写	H29. 5. 29	原子力規制委員会が、本件発電所の敷地周辺の既往津波及び痕跡高について、参加人が、適切な文献調査や津波堆積物調査を実施したうえで、本件発電所の安全性に影響を与えるような津波の痕跡は認められないとしていることから、設置許可基準規則の解釈別記3の規定に適合していることを確認したこと
乙第309号証	大飯発電所3、4号炉津波評価について（抜粋） （関西電力株式会社）	写	H29. 4. 14	参加人が、簡易予測式により敷地前面の推定津波高さが1m以上となった五つの断層及び日本海東縁部の断層について、土木学会（2016）に基づき、不確定性が存在する因子のパラメータスタディを実施したこと
乙第310号証	大飯発電所発電用原子炉設置変更許可申請書	写	H25. 7. 8	参加人が、当初、敷地前面海域のFO-A～FO-B断層と熊川断

	(3号及び4号発電用 原子炉施設の変更)(抜 粋) (関西電力株式会社)			層の同時活動を評価しておらず、 FO-A~FO-B断層を地震に 伴う津波の検討対象となる波源の 一つとして抽出していたこと等
乙第311号証	関西電力(株)高浜発 電所3・4号機の申請 内容に係る主要な論点 (平成25年7月23 日に開催された原子力 発電所の新規制基準適 合性に係る審査会合(第 2回)の資料5) (原子力規制委員会)	写	H25.7.23	原子力規制委員会が、審査の過程 において、FO-A~FO-B断 層の南東端から先に認められる熊 川断層がFO-A~FO-B断層 と同様の地質構造であることから、 FO-A~FO-B断層と熊 川断層の連動(三連動)を考慮し た地震動評価を、参加人の申請内 容に係る主要な論点の一つとして 提示し、参加人に考慮を求めたこ と等
乙第312号証	原子力発電所の新規制 基準適合性に係る審査 会合 第2回 議事録 (原子力規制委員会)	写	H25.7.23	同上
乙第313号証	原子力発電所の新規制 基準適合性に係る審査 会合 第8回 議事録 (原子力規制委員会)	写	H25.8.14	原子力規制委員会が、審査の過程 において、参加人が当初、津波評 価の波源として日本海東縁部の断 層長さを131kmで設定してい た点に対して、秋田県等の行政機 関がより長い断層長さを設定して いたことから、参加人に考慮する よう求めたこと

乙第314号証	大飯発電所敷地内破碎帯の追加調査－最終報告－コメント回答（抜粋） （関西電力株式会社）	写	H25. 8. 19	参加人は、南側トレンチ中心付近から半径約150mの範囲内に位置する10孔のボーリングコア並びに南側トレンチ法面及びアプローチ道路法面等の13か所において、それぞれ火山灰分析を実施しており、そのうち17か所において、「2層」中にh p m 1火山灰（約23万年前）が含有しており、それらはおおむね特定の層準に分布していることを確認したこと等
乙第315号証	大飯発電所敷地内破碎帯の追加調査－最終報告－コメント回答（抜粋） （関西電力株式会社）	写	H25. 9. 2	同上
乙第316号証	新版地学事典（抜粋） （地学団体研究会）	写	H8. 10. 20	クサリ礫及び崖錐の意義等
乙第317号証	新版地質図の書き方と読み方（抜粋） （藤田和夫ほか）	写	S59. 2. 10	断層などの面的な地質構造の連続性を検討するに当たっては、実際に断層の姿勢（走向傾斜）が確認できている地点から、その走向傾斜（姿勢）を変えずに、そのまま側方へと延長するものと仮定して推定することになること
乙第318号証	大飯発電所地盤（敷地の地質・地質構造）に	写	H27. 3. 13	参加人が、台場浜トレンチ内の破碎部bの南方への延長を検討する

	<p>ついて(別添資料集)(抜粋)</p> <p>(関西電力株式会社)</p>			<p>にあたって、断層の動いた時期(活動ステージ)を解析した結果、最新の活動ステージが「ロ」に相当することが確認された12-1破碎部(ボーリング深度40.72m)には、連続しないと評価したこと</p>
乙第319号証	<p>大飯発電所敷地内破碎帯の評価について</p> <p>(関西電力株式会社)</p>	写	H26.3.7	<p>原子力規制委員会の審査チームによる現地調査において、No.12孔やNo.13孔のボーリングコア試料から、12-1破碎部や13-2破碎部の性状等を確認していること</p>
乙第320号証	<p>海域における活断層調査-現状と課題-</p> <p>(岡村行信)</p>	写	H20.1.27	<p>反射法地震探査を専門とする研究者の著者が、陸域の活断層調査では、地形判読とトレンチ調査が最も有効な手法であると述べていること</p>
乙第321号証	<p>浅層反射法地震探査により明らかになった活断層の地下構造：最近10年の成果と今後の課題</p> <p>(石山達也ほか)</p>	写	H18.12.19	<p>反射法地震探査を用いた活断層研究が専門である著者らが、反射法地震探査が活断層調査に採用されるようになった背景の一つとして、「トレンチ調査法により到達可能であった地下5m程度よりも深部における活断層の構造を明らかにする」という点を挙げており、陸域においては直接的なアプロー</p>

				チが利く調査手法に調査の優位性 があることがうかがえること
--	--	--	--	----------------------------------